

最高裁での裁判勝利と立法解決を目指す

12:00 ~ 13:30

参議院会館

B104会議室

3.30 院内集会

有期雇用労働者を

守る法で雇止め

無期転換制度が有期雇用労働者の雇用を奪った!?

私たちは、日本通運と有期雇用契約を結んでいた二人の原告による雇い止めを争い、労働契約上の地位確認を求めてきた東京と川崎事件の当事者と、これを支援する労働組合とその弁護団です。

有期雇用契約労働者が原則として5年間継続して働いた場合、労働者の側に無期転換を求めることができる「無期転換ルール」(労働契約法18条)が2013年4月に施行されています。これは不安定な契約労働者の地位を少しでも安定させるために立法化されたはずの制度でしたが、立法当時から、悪質な企業が、契約期間の上限を5年などと定め、それ以上の更新はしないという不更新条項を忍ばせ、無期転換権の行使を妨げることが危惧されました。

私たちが支援・弁護している2つの事件は、いずれも、この法律が制定された後、5年を経過した時点で不更新条項により、契約更新が拒否され、雇用が奪われたという共通点があります。会社が契約に忍び込ませた契約不更新条項によって雇用を喪うような理不尽なことは認められないとして、訴訟を提起し、原職復帰を求めて闘い続けてきました。

別々に提訴された事件であり、支援組織も異なりますが、被告が同じ日本通運という会社であることから、互いに連絡を取り合い、訴訟資料や専門家による意見書などを交換・共有し、共闘を続けてきました。昨年、私たちは、残念ながら、相次いで、東京高裁で請求棄却判決をうけ、現在最高裁に二つの事件が同時に係属しています。

私たちは闘いの中で、国会で、不更新条項そのものを制限していくなどの立法的な措置が必要であると考えようになりました。私たちは最高裁と国会をターゲットに、司法と立法の両方の場で、契約労働者の救済のため、全国で闘う多くの当事者や支援者のみなさん、日本労働弁護団の仲間にも呼びかけ、共同の闘いを強めたいと考えています。皆様のご支援をお願いします。

主催者：日通無期転換逃れ裁判

東京弁護団（海渡雄一・花垣在彦・早田賢史）

川崎弁護団（川岸卓哉・渡辺登代美）

全川崎地域労働組合 ユニオンネットお互いさま



不更新条項
雇止め



最高裁での裁判勝利と立法解決を目指す

院内
集会

有期雇用を守る法で雇止め～無期転換制度が有期雇用労働者の雇用を奪った!?

2023年3月30日 12時～13時30分 参議院議員会館 B104会議室 (地下1階)

労働契約法18条無期転換ルールの改正を求める

岩本さんの日本通運の無期転換逃れ雇止めとの闘い

この裁判は、2013年7月1日より日本通運株式会社川崎支店で、1年契約更新の事務員として働いていた岩本さんが、4回契約更新された後、5回目の契約更新の前日(2018年6月30日)をもって雇止めとされたことに対し、「雇止めは無効である」と提訴した事件です。

2021年3月30日に横浜地裁川崎支部(飯塚宏裁判長)で言い渡された判決は、岩本さんの訴えを全て棄却しました。この地裁判決は、岩本さんは5年の不更新条項が明記されている雇用契約書に署名をしたのだから、雇止めは有効であるという、極めて形式的な判断での不当判決でした。この判決は、不更新条項の目的が無期転換ルール逃れにあったという本質を無視した上、契約しなければ失業し、契約しても5年後に雇止めされるという苦渋の選択を迫られる実態をも無視しました。

2022年9月14日、控訴審の東京高裁判決(大竹昭彦裁判長)は、「5年を超える反復更新を行わない限度内で有期労働契約を締結し、雇止めしたことは違法ではない」と無期転換申し込みの権利が得られる1日前の雇止めを正当化し、企業にお墨付きを与える、さらに不当な内容でした。

岩本さんは、最高裁へ上告しました。非正規雇用でも長く安定して働き続ける権利を守るため、最高裁判決を勝ち取り、労働者の未来を切り拓きましょう。
全川崎地域労働組合

日本通運無期転換逃れの闘いー最高裁へ

日本通運の無期転換逃れに対する闘いは、1月10日に「上告受理申立理由書」を提出しており最高裁での争いとなっています。2020年10月の東京地裁判決は、「不更新条項」が記載されサインをただけでは、労働者の自由な意思とはいえず、雇用継続の期待は消えていないという判断でした。業務失注で期待が消えたとする無期転換逃れの本質を隠ぺいする不当判決でした。

11月1日の東京高裁判決は、「不更新条項」に対する東京地裁で示した判断基準を削除し、判断理由を示さずに期待が消えていると断定しています。更に、会社側証人が出廷を拒否したことから日本通運の無期転換逃れは、一職場、一人の労働者だけの問題でないことがはっきりしました。このような不当判決は許されません。また、司法の判断だけに丸投げするような行政の対応、それを許してしまう法律の曖昧さを変えていく必要があります。

最高裁では、東京高裁が削除した「不更新条項」に対する判断基準を示させ、有期雇用労働者が安心して働き続けられる判決を求めています。
ユニオンネット お互いさま

Zoom
参加方法

Zoomで院内集会に参加できます 3月30日 12:00～13:30

右記のQRコードまたは下記のURL、IDからも接続できます。

ミーティング ID: 875 5093 2919 パスコード: 950728

<https://us02web.zoom.us/j/87550932919?pwd=enQ3VTBJTU1rZUgyMzNINWt4Um90QT09>



全川崎地域労働組合

神奈川県川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール 401
TEL 044-211-5164 FAX 044-201-9989
<http://zennkawasaki.web.fc2.com>
e-mail k-chiikiu@outlook.jp

連絡先

ユニオンネットお互いさま

東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 労働相談室気付
TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263
<http://otagaisama.org>
e-mail info@otagaisama.org